

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和5年9月26日（令和5年（行情）諮問第844号）

答申日：令和6年6月28日（令和6年度（行情）答申第186号）

事件名：特定記事に記載の訴訟に係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年3月29日付け法務省訟民第156号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

決定通知書第2項記載の不開示部分はいずれも、法5条各号に規定される不開示情報にあたらぬと考える。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分について

（1）開示請求の内容について

本件の開示請求は、審査請求人である開示請求者が、処分庁に対し、令和4年3月14日付け行政文書開示請求書（同月17日受付第800号。以下「本件開示請求書」という。）をもって、同請求書別紙記載の国が被告となった訴訟（上級審を含む。）に関する、①国が裁判所から受領した文書全て、②国が裁判所に提出した文書全て、③国が当該訴訟の原告から受領した文書全て、④国が当該訴訟の原告に渡した文書全て、⑤国が当該訴訟の相被告から受領した文書全てについて開示請求（以下「本件開示請求」という。）をしたものである。

（2）開示決定の経緯について

処分庁は、本件開示請求に対し、第一審が名古屋地方裁判所（特定事件番号A及びB）に係属し、現在、第二審が名古屋高等裁判所（特定事

件番号C) に係属している国を当事者とする損害賠償請求事件に関する事件記録のうち、本件開示請求書の文言に該当する行政文書を特定し、相当の部分として令和4年5月10日付け法務省訟民第245号をもって、法9条1項の規定に基づき、上記行政文書の一部を開示する決定を行い、残りの部分として令和5年3月29日付け法務省訟民第156号をもって、上記行政文書の一部を開示する決定（原処分）を行ったところ、本審査請求は原処分に対してされたものである。

なお、本件開示請求は、法第11条の規定に基づく延長手続を行っている。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分における全ての不開示部分（以下「本件各不開示部分」という。）について、何ら具体的な理由を示すことなく、法第5条各号に規定される不開示情報に該当しないとして原処分の取消しを求めている。

3 本件各不開示部分に係る原処分の妥当性について

(1) 本件各不開示部分に記載されている情報について

本件各不開示部分には以下の情報が記載されている。

ア 個人の氏名、住所、所属、勤務先、容貌、印影、事件発生場所、逮捕場所及び特定の建物の名称

イ 法人その他の団体名及び訴訟代理人の印影

ウ 一部の指定代理人、刑事事件の担当警察官及び検察官の氏名

エ 一般に公開されていない行政機関等の電話番号及びファックス番号

(2) 不開示情報該当性について

ア 上記(1)アについて

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、法5条1号本文に該当し、また、同号ただし書イないしハのいずれかに該当する事情も認められない。

イ 上記(1)イについて

法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため、法5条2号イに該当する。

ウ 上記(1)ウについて

公にすることにより、不当な要求や攻撃等がされるおそれが高まり、ひいては犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及

ばすおそれがある情報であるため、法5条4号に該当する。

エ 上記(1)エについて

一般に公開されていない国の事務に関する情報であって、公にすることにより、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため、法5条6号柱書きに該当する。

4 結論

以上のとおり、本件各不開示部分は、法5条1号、同条2号イ、同条4号又は同条6号柱書きにそれぞれ該当することから、本件各不開示部分を不開示とした原処分は相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和5年9月26日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年10月13日 | 審議 |
| ④ 令和6年5月17日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年6月21日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の1記載の文書（本件請求文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、第一審が名古屋地方裁判所（特定事件番号A及びB）に係属し、現在、第二審が名古屋高等裁判所（特定事件番号C）に係属している国を当事者とする損害賠償請求事件（以下「本件事件」という。）に関する事件記録のうち、本件開示請求書の文言に該当する行政文書を特定し、法11条の規定を適用した上、残りの部分として、本件対象文書について、その一部を法5条1号本文、2号イ、4号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分は相当であると主張していることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件各不開示部分（不開示部分並びに不開示理由及び根拠条文は、別表1に掲げるとおりである。）の不開示情報該当性について検討する。

2 本件各不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表1の番号1に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、本件事件の原告の氏名、住所、経営する店舗の名称及び所在地並びに本件事件に係る刑事事件（以下「本件刑事事件」という。）の発生場所、逮捕場所、管轄警察署の名称及び所在地、複数の人物の容姿を含む画像等のほか、原告以外の事件関係者（特定都

道府県の職員を含む。)の氏名、住所及び勤務先、郵便送達報告書(別紙の2に掲げる文書3)における郵便局員の氏名及び印影が記載されていると認められる。

ア 特定都道府県の職員の氏名

(ア) 標記不開示部分は、本件事件の相被告である特定都道府県の指定代理人となった同職員の氏名であると認められ、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(イ) 次に、法5条1号ただし書該当性について検討する。

当審査会事務局職員をして、特定都道府県職員の氏名を公にする慣行の有無について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、同都道府県の指定代理人として氏名が記載されている職員は、いずれも同都道府県警察職員であり、当該警察においては、警部以上の階級の職員氏名について公表しているが、警部補以下の職員の氏名については公表しておらず、慣行としても公になっていないところ、標記不開示部分に記載のある当該警察の職員は、公表慣行のない警部補級以下の者である旨の説明があった。

諮問庁の上記説明を覆すに足りる事情はないので、これを前提とすると、標記不開示部分について、これを公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(ウ) さらに、当該部分は、個人識別部分であるから、法6条2項による部分開示の余地はない。

(エ) したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 管轄警察署の名称及び所在地

(ア) 標記部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、標記不開示部分は、本件刑事事件で証人となった担当警察官の所属警察署に係る情報であり、これらが明らかになると、本件刑事事件の事件現場が容易に推知され、ひいては事件現場にほど近い原告の住所が推知されることになるためとのことである。

(イ) これを検討するに、原処分において既に開示されている本件事件の経緯等に係る記載内容を踏まえると、標記不開示部分に記載された情報が明らかになると、本件刑事事件の事件現場が容易に推知され、ひいては事件現場にほど近い原告の住所が推知される旨の上記(ア)の諮問庁の説明は、否定できない。

そうすると、当該部分は、公にすることにより、本件事件の原告

に係る法5条1号後段の不開示情報に該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

(ウ)したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ その余の部分

(ア) 標記不開示部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。

(イ) 次に、法5条1号ただし書該当性について検討する。

a 民事訴訟事件の訴訟記録に係る閲覧制度は、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保するなどの基本的な理念に基づき、特定の受訴裁判所の具体的判断の下に実施されているもので、その手続及び目的の限度において訴訟関係者のプライバシーが開披されることがあるとしても、このことをもって、訴訟記録に記載された情報が、情報公開手続において、直ちに一般的に公表することが許されているものと解することはできない。

他方、最高裁判所のウェブサイトにて既に掲載されている情報については、その掲載の趣旨・目的や個人情報に対する配慮の状況等が情報公開制度と共通するものである限り、当該情報には公表慣行があると解すべきである。

b 当審査会事務局職員をして最高裁判所のウェブサイトに掲載された判例検索システムを確認させたところ、本件対象文書の開示部分に記載された本件事件の事件番号に対応する第一審判決書が、同ウェブサイトに掲載されている事実が認められる。

上記判例検索システムは、掲載されている判決書の内容を誰でも容易に検索・閲覧することを可能にするためのもので、その検索の結果得られた上記判決書においては、訴訟当事者等の氏名が記載されていないなど、個人情報に一定の配慮がされており、かかる状況に照らせば、当該ウェブサイトにおける上記判決書の掲載については、情報公開制度と基本的に共通の趣旨・目的の下に情報を掲載し、個人情報に対する配慮もされているものと認められる。

c 標記不開示部分のうち、本件刑事事件の一部の関係者の勤務先に係る記載については、上記判決書に記載されており、上記a及びbに述べたところに照らして公表慣行があると認められるから、法5条1号ただし書イに該当すると認められるので、同号に該当せず、開示すべきである(別表2の番号1に掲げる部分)。

他方、別表2の番号1に掲げる部分を除く部分については、法

5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(ウ) さらに、別表2の番号1に掲げる部分を除く部分について、法6条2項による部分開示の可否について検討するに、当該部分のうち、氏名、住所、勤務先、店舗の名称及び所在地並びに印影については、個人識別部分に該当し、その余の部分についても、個人識別部分である本件事件に係る事件番号が原処分において既に開示されていることから、部分開示の余地はない。

したがって、標記不開示部分のうち、別表2の番号1に掲げる部分を除く部分については、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表1の番号2に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、本件事件の相被告である法人の名称、住所及び役員名のほか、複数の法人の名称及び住所、本件事件の原告訴訟代理人弁護士印影が記載されていると認められる。

ア 法人の名称、住所及び役員名

(ア) 標記部分を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第3の3(2)イのとおり説明し、当審査会事務局職員をして確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

a 標記不開示部分のうち、相被告の法人の名称等については、これを公にすることにより、被告である法人を識別することができ、その結果、当該法人が本件事件の被告であることに加えて、当該法人の職員が刑事事件の関係者であった事実等が判明し、ひいては、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

b その他の法人の名称等については、これを公にすることにより、当該法人等も本件対象文書に記載されている刑事訴追案件に関与していたかのような印象を与え得ることに加え、本件事件が社会的耳目を集める事案であることを踏まえると、種々の憶測や風評を招き得る結果、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(イ) これを検討するに、標記不開示部分のうち、別表2の番号2に掲げる部分を除く部分については、上記(ア)の諮問庁の説明を否定することはできず、当該部分は、公にすることにより、当該部分に記載されている法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

他方、別表2の番号2に掲げる部分については、最高裁判所のウェブサイトに掲載されている本件事件の第一審判決書に記載されており、誰でも容易にその内容を検索・閲覧することが可能であると認められる。

そうすると、これを公にしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

イ 訴訟代理人弁護士印影

標記不開示部分は、原告訴訟代理人弁護士の印影であると認められるところ、当該印影は、各文書が当該弁護士によって真正に作成された文書であることを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを公にすると、偽造等により当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表1の番号3に掲げる不開示部分について

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、標記不開示部分には、本件事件の相被告である国の指定代理人のうち、一部の者の氏名並びに本件刑事事件を担当した検察官及び警察官の氏名が記載されていると認められる。

ア 一部の国指定代理人の氏名

(ア) 標記部分を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第3の3(2)ウのとおり説明し、当審査会事務局職員をして確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

a 標記不開示部分には、特定地方検察庁の検察事務官の氏名が記載されているところ、当該職員の氏名は、独立行政法人国立印刷局編「職員録」(以下「職員録」という。)に掲載されているものの、その具体的な担当職務等は記載されていない。また、当然のことながら、当該職員が、今後の人事異動によって、犯罪の捜査、公判又は刑の執行等に携わる可能性は十分に考えられる。以上を前提とした上で、仮に、当該職員の氏名等を公にした場合、当該職員が当該国賠事件の担当者であることが明らかとなり、今後、当該職員が犯罪の捜査、公判等の事務に従事した場合等において、当該職員が当該国賠事件の担当であったことに対して不満を持った者から、当該職員に対して直接又は電話等によりその事務の妨害を受ける可能性があるほか、当該職員が内偵捜査や所在

捜査等の秘匿性の高い業務に従事するに当たって、その情報収集が困難になるおそれがある。

b 上記のほか、標記不開示部分には、警察庁職員の氏名が記載されているところ、警察庁においては、警部及び同相当職以下の職にある職員の氏名を公表しておらず、慣行として公になっていない。当該部分に記載されている職員は、これまでに様々な警察業務に従事した経験を有し、今後も様々な警察業務に従事する可能性があることから、当該職員の氏名が公になると、これを手掛かりとして、反社会勢力等が、何らかの有益な情報を得ようとする、又は都合の悪い施策や法案の企画・立案を妨害する目的で職員に接近又は職員を懐柔しようとするのが考えられるほか、当該職員やその家族への攻撃等も予想される。

(イ) これを検討するに、当審査会事務局職員をして特定年版の職員録を確認させたところ、諮問庁の上記説明に符合する内容であり、そうすると、標記不開示部分に係る諮問庁の上記（ア）の説明は、否定することまではできない。

したがって、当該部分は、公にすることにより、捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、法5条4号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 本件刑事事件の担当検察官等の氏名

(ア) 標記部分を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第3の3（2）ウのとおり説明し、当審査会事務局職員をして確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

特定の事件を担当した検察官及び警察官の氏名を明らかにすることは、当該事件の処理等に不満を持つ者などから、担当した検察官等に対し、直接又は電話等により不当な干渉がなされるなどして、同検察官等が行う他の事件の捜査や公判活動に支障を及ぼすおそれがあるとともに、特定事件について、どのような体制で捜査・公判に対応しているかが明らかとなり、今後の同種事例の捜査・公判体制が推測されることとなりかねない。

(イ) これを検討するに、特定の事件を担当した検察官及び警察官の氏名を明らかにすることは、当該事件の処理等に不満を持つ者などから、担当した検察官等に対し、直接又は電話等により不当な干渉がなされるなどして、同検察官等が行う他の事件の捜査や公判活動に支障を及ぼすおそれがある旨の上記（ア）の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえない。

そうすると、当該部分は、上記ア（イ）と同様に、法5条4号に

該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表1の番号4に掲げる不開示部分について

ア 標記不開示部分は、本件事件に関係する複数の法務局訟務部の電話番号及びファックス番号並びに名古屋地方裁判所の電話番号であると認められる。

イ 当該部分を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第3の3(2)エのとおり、いずれも一般に公開されていない情報であるとし、当審査会事務局職員をして確認させたところ、公にすることにより、いたずらや偽計に使用されることになり、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなどのおそれがある旨補足して説明する。

ウ これを検討するに、上記イ及び上記第3の3(2)エの諮問庁の説明を覆すに足りる理由はなく、当該部分は、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、4号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別表2に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ、4号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表2に掲げる部分は、同条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別紙

1 本件請求文書

2022年3月14日付け行政文書開示請求書（同月17日受付第800号）別紙記載の国を当事者とする損害賠償請求事件（上級審を含む。）に関する（1）国が裁判所から受領した文書全て、（2）国が裁判所に提出した文書全て、（3）国が当該訴訟の原告から受領した文書全て、（4）国が当該訴訟の原告に渡した文書全て、（5）国が当該訴訟の相被告から受領した文書全てに該当する文書

2 本件対象文書

- 文書1 郵便送達報告書（平成30年8月27日発送）
- 文書2 宛名及び封筒の写し
- 文書3 郵便送達報告書（平成30年8月29日発送）
- 文書4 訴状（特定事件番号A）
- 文書5 訴えの変更の申立書
- 文書6 訴状（特定事件番号B）
- 文書7 第1準備書面
- 文書8 文書送付嘱託申立書（平成30年12月6日10時09分受領）
- 文書9 文書送付嘱託申立書（平成30年12月6日0時18分受領）
- 文書10 第2準備書面
- 文書11 第3準備書面
- 文書12 第4準備書面
- 文書13 第5準備書面
- 文書14 第6準備書面
- 文書15 第7準備書面
- 文書16 第8準備書面
- 文書17 第9準備書面
- 文書18 第10準備書面
- 文書19 第11準備書面
- 文書20 第12準備書面
- 文書21 第13準備書面
- 文書22 第14準備書面
- 文書23 被告国答弁書（平成30年9月25日）
- 文書24 被告国第1準備書面
- 文書25 被告国第2準備書面
- 文書26 被告国第3準備書面
- 文書27 被告国意見書（令和2年9月11日）

- 文書28 回答書（令和2年10月19日）
- 文書29 被告国第4準備書面
- 文書30 被告県答弁書（平成30年9月25日）
- 文書31 被告県準備書面（1）
- 文書32 被告県準備書面（2）
- 文書33 被告県準備書面（3）
- 文書34 被告県準備書面（4）
- 文書35 被告ら答弁書（平成30年9月28日）
- 文書36 被告ら準備書面（1）
- 文書37 被告ら準備書面（2）
- 文書38 被告ら準備書面（最終）
- 文書39 判決書
- 文書40 国控訴状
- 文書41 文書送付嘱託申出書（2020年10月23日）
- 文書42 調査嘱託申出書
- 文書43 文書送付嘱託申立てにかかる訂正申立書（2020年11月2日）
- 文書44 文書送付嘱託申立てにかかる訂正申立書（2020年11月11日）
- 文書45 文書送付嘱託申立てに対する意見書
- 文書46 被告国意見書（令和2年11月10日）
- 文書47 回答書（令和2年12月1日各地記第11423号）
- 文書48 回答書（令和2年12月1日各地記第11424号）
- 文書49 携帯電話のデータ開示についての意見書
- 文書50 原告の2020（令和2）年12月28日付け「携帯電話のデータ開示についての意見書」に対する意見書
- 文書51 証拠説明書（1）
- 文書52 被告国意見書（平成30年11月30日）
- 文書53 証拠申出書
- 文書54 被告国意見書（令和2年9月18日）
- 文書55 人証申請に関する意見書（2）
- 文書56 人証申請に関する意見書（3）

別表1 対象部分における不開示部分及び理由

| 番号 | 不開示部分 | 理由 | 根拠条文 (法5条) |
|----|---|---|---------------|
| 1 | 個人の氏名，住所，所属，勤務先，容貌，印影，事件発生場所，逮捕場所及び特定の建物の名称 | 個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより，特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため，法5条1号本文に該当し，また，同号ただし書イないしハのいずれかに該当する事情も認められない。 | 1号 |
| 2 | 法人その他の団体名及び訴訟代理人の印影 | 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって，公にすることにより，当該法人等又は当該事業を営む個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。 | 2号イ |
| 3 | 一部の指定代理人，刑事事件の担当警察官及び検察官の氏名 | 公にすることにより，不当な要求や攻撃等がされるおそれが高まり，ひいては犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であるため。 | 4号 |
| 4 | 一般に公開されていない行政機関等の電話番号及びファックス番号 | 国の機関が行う事務に関する情報であって，公にすることにより，国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため。 | 6号柱書き |

別表2 開示すべき部分

| 番号 | 文書名 (別紙の2記載の 文書番号) | 通し頁 | 開示すべき不開示部分 |
|-----|--------------------------|------------|---|
| 1 | 文書6 | 33 | 16行目左から1番目の不開示部分 |
| | 文書21 | 219 | 本文22行目左から1番目の不開示部分 |
| | 文書39 | 371 | 23行目の不開示部分 |
| | 文書51 | 498 | 「甲7」の左から2欄目の上から3行目及び4行目並びに同3欄目の上から2行目左から1番目の不開示部分 |
| | 文書53 | 506 | 16行目の不開示部分 |
| 2 | 文書15 | 150 | 本文「記」以下の不開示部分全て |
| | | 151 | 1行目の不開示部分 |
| | 文書21 | 221 | 本文21行目及び22行目の不開示部分 |
| | 文書29 | 289 | 本文22行目及び23行目の不開示部分 |
| | 文書37 | 351 | 「第1」の本文4行目の不開示部分 |
| | 文書39 | 395 | 20行目及び21行目の不開示部分 |
| | | 396 | 25行目の不開示部分 |
| 443 | | 23行目の不開示部分 | |